

保育施設へ入所した後の手続き等

★慣らし保育★

お子様は、保育所等ではたくさんのお友達や保育士をはじめとするたくさんの方の中で過ごすこととなり、ご自宅とは大きく異なる環境の中で生活します。

保育所等への入所当初は、こうした環境の変化にお子様が生計レスを感じてしまい、発熱などの身体的な影響がでることがあります。

そこで、各施設では、お子様がスムーズに保育所等での生活になじんでいくことができるよう、入所当初は短い保育時間からスタートしてだんだん長い保育時間に慣らししていく「慣らし保育」の期間を設けています。慣らし保育の時間や期間は、お子様の体調や各施設での状況によって異なりますので、各施設へお問い合わせください。

★申請・届出が必要な場合（支給認定証の変更など）★

次のような場合には申請や届出が必要となりますので、必ず子ども未来課へ申請・届出をお願いします。手続きを忘れると、保育所等の継続利用ができなくなる場合もありますので、ご注意ください。

この内、保育を必要とする事由や保育の必要量などの変更をする場合には、子ども未来課へ支給認定の変更申請が必要となります。支給認定は原則10日までに申請いただければ、翌月1日から適用されます（月途中の変更は行いません）。

- （1）保育施設を退所するとき。
- （2）勤務時間や勤務先など勤務状況が変わったとき。
- （3）保育の利用時間（標準時間認定・短時間認定）を変更したいとき。
- （4）住所を変更したとき。（市内の転居、市外への転出）
- （5）保護者の婚姻や離婚、祖父母と同居や別居など、家族構成が変わったとき。
- （6）育児休業から復職したとき。
- （7）市民税額が変更になったとき。
- （8）その他、保育に関する条件が変更になったとき。

※届出内容によっては、保育料が変更となる場合があります。

●手続きに必要な書類

- ・勤務状況が変更になった場合には、新しい就労証明書
- ・申請者のマイナンバーカード 又は
申請者のマイナンバー通知カード及び提出者の身元確認書類（運転免許証、旅券等で写真つきのもの）
- ・その他（変更内容によって持参いただく書類が異なるため、転居や勤務先変更以外の変更内容の場合は、あらかじめ子ども未来課へお問い合わせください。）

★保育の利用時間（標準時間・短時間）★

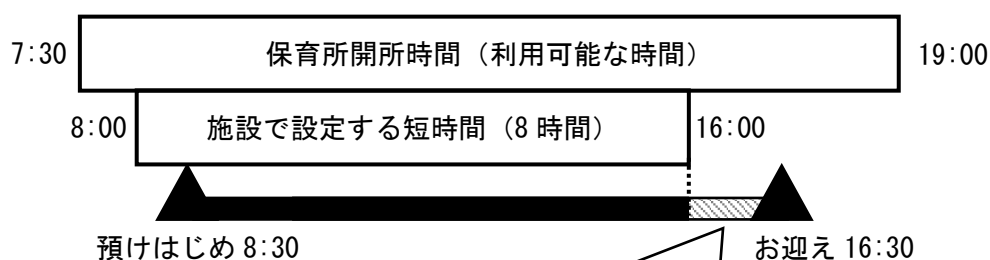
保育の利用可能時間は、認定を受けた保育必要量によって、標準時間・短時間に分かります。

保育標準時間及び保育短時間は各施設・事業者が定めており、施設によって異なります。保育標準時間認定のお子様は保育標準時間の範囲であれば最大11時間、保育短時間認定のお子様は保育短時間の範囲であれば最大8時間まで追加料金なしでお子様を預けることができます。預けはじめた時間から11時間又は8時間は追加料金なしで子どもを預けることができるということではありませんのでご注意ください（図1を参照）。また、勤務終了後は速やかなお迎えをお願いします。

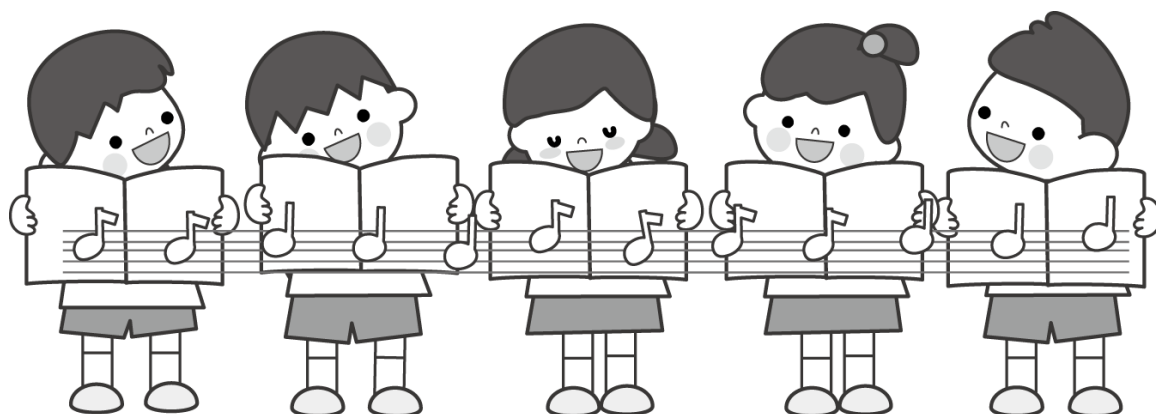
平日が勤務休業日の場合は、ご家庭での保育をお願いします。なお、土曜日が勤務日で、家庭での保育が行えない場合のみ、土曜日の保育を利用いただけます。

【図1 保育時間と延長保育について】

（例）短時間認定の方が施設で設定する短時間の範囲を超えて預ける場合



預けはじめからお迎えまでの間の時間は8時間ですが、短時間の範囲を超えた16:00～16:30の30分の延長保育料がかかります



★保育料★

●保育料の無償化

現在、国の幼児教育・保育の無償化制度により、3歳以上及び3歳未満の住民税非課税世帯の保育料が無償化されています。さらに行田市では、令和6年4月から国に先駆けて所得制限のない3歳未満児の保育料無償化（減免）を実施しています。

●保育料の算定（減免する前の保育料算定）方法

保育料（利用者負担額）は、市区町村民税所得割額（児童の父母の合計額）、支給認定区分（標準時間・短時間）及び当該年度の4月初日の前日の年齢を基に、利用者負担額表により決定しています。なお、児童の父母が非課税であり、直系親族（祖父母等）と同居している場合は、直系親族を家計の主宰者であると判断し、直系親族の税額により決定します（二世帯住宅で電気・ガス・水道等を別に契約している場合など家計が別であると認められる場合は除きます。）。

令和6年1月1日又は令和7年1月1日時点で市外に在住していた場合、住民税情報や生活保護情報等の必要な情報はマイナンバーを使用して確認します。なお、政令市（さいたま市、横浜市等）については、都道府県から市への税源移譲をしていますので、税源移譲前の税率に再計算して保育料を算定します。

『住民税が未申告の方』は、根拠となる税額がわからないため保育料の算定ができません。そのため、根拠となる税額がわかるまでの暫定措置として、最高階層（最高額）で決定しますので、ご了承ください。なお、収入がない場合も、保育料算定のため住民税の申告をお願いいたします。

●保育料の切り替え

保育料の算出根拠となる市区町村民税所得割額は、年1回更新され、9月に保育料の切り替えを行います。

4月～8月分の保育料…前年度（令和6年度）の市区町村民税所得割課税額
（令和5年1月～12月の所得に基づく課税額）

9月～翌3月分の保育料…当年度（令和7年度）の市区町村民税所得割課税額
（令和6年1月～12月の所得に基づく課税額）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和6年度）の市民税額で算定 （令和5年1月～12月の所得）					当年度（令和7年度）の市民税額で算定 （令和6年1月～12月の所得）						

算定年度の切り替え

●市区町村民税額が変更となった場合

修正申告等により、市区町村民税所得割課税額が変更になった場合は、現年度分についてのみ保育料の再計算を行います。このような場合には、申告書又は税額の決定通知の写しを持参の上、子ども未来課へお越しください。なお、再計算の結果、保育料に変更がない場合もありますので、ご了承ください。

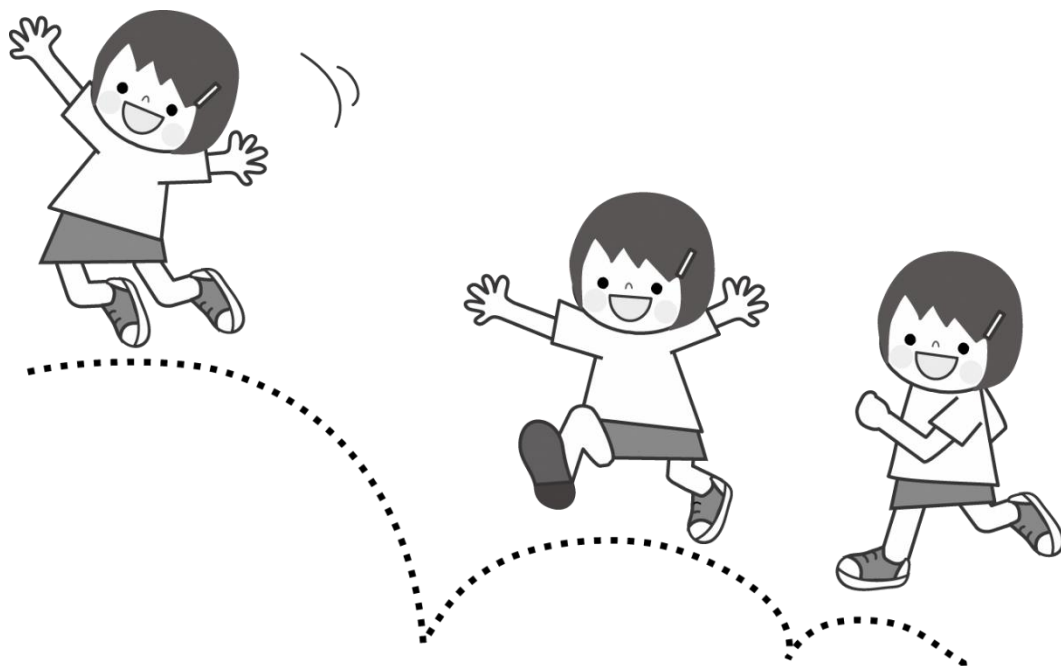
●保育料の分割納付及び減免

生計中心者などの疾病などにより収入に著しい減少があった場合や災害により著しい損害を受けた場合など、真にやむを得ない理由で、保育料の納付が困難なときは、分割納付や申請により保育料が減免される場合がありますのでご相談ください。

●延長保育料

保育標準時間及び保育短時間は各施設・事業者が定めており、施設によって異なります。利用時間が認定を受けた必要量（標準時間又は短時間）の範囲を超える場合は、延長保育料金が別途かかります。（15ページ参照）

なお、延長保育料金は園によって異なるので、各園でご確認ください。



●保育料の軽減

保育料の軽減制度は以下のとおりです。該当する項目によって手続きが必要となる場合があります。複数の軽減に該当する場合はいずれかひとつの軽減が適用されます。
※第1子とは、生計を同一にしているお子様を上から数えて1人目のお子様のことをいいます。

①要保護者等の軽減制度

ア 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が、下記の要保護者等に該当する方で、市町村民税所得割額が77,101円未満の方

【軽減額】 第1子…半額（半額にした金額が9,000円を超える場合は9,000円） 第2子以降…免除

【手続き】 申請書の該当欄に記入

要保護者等

- a.ひとり親（母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの）（離婚調停中を含める）
- b.身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅障害者(児)に限る）
- c.療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害者(児)に限る）
- d.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害者(児)に限る）
- e.特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る）
- f.国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者
- g.その他市町村の長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

②多子世帯の軽減制度

ア 市町村民税所得割額が57,700円未満の方

【軽減額】 第2子…半額 第3子以降…免除

【手続き】 申請書の世帯構成欄に記入

イ 保育所等や幼稚園を利用しているお子様が2人以上いる方

【軽減額】 保育所等や幼稚園を利用しているお子様を上から順に数えて
2人目…半額 3人目以降…免除

【手続き】 申請書の世帯構成欄に記入

ウ 0から2歳児クラスで入所時点に3号認定の方（第3子以降）

【軽減額】 第3子以降…免除

【手続き】 申請書の世帯構成欄に記入

※令和7年度以降の事業の実施については、令和6年8月時点では未定です。

行田市の利用者負担額表（保育認定のみ）

在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)			
階層	定義		3歳未満児		3歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き、現年度分市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	0	0	0	0
C1		所得割課税額 5,000円未満	9,500	9,300	0	0
C2		5,000円以上 30,000円未満	10,500	10,200	0	0
C3		30,000円以上 48,600円未満	11,500	11,200	0	0
C4		48,600円以上 60,000円未満	15,000	14,700	0	0
C5		60,000円以上 76,000円未満	18,900	18,500	0	0
C6		76,000円以上 97,000円未満	22,800	22,300	0	0
C7		97,000円以上 114,000円未満	26,700	26,100	0	0
C8		114,000円以上 130,000円未満	31,500	30,800	0	0
C9		130,000円以上 169,000円未満	35,700	34,900	0	0
C10		169,000円以上 225,000円未満	43,900	43,000	0	0
C11		225,000円以上 258,000円未満	47,500	46,500	0	0
C12		258,000円以上 301,000円未満	49,900	48,900	0	0
C13		301,000円以上 330,000円未満	52,200	51,100	0	0
C14		330,000円以上 361,000円未満	52,900	51,800	0	0
C15		361,000円以上 397,000円未満	53,400	52,300	0	0
C16		397,000円以上	55,000	53,900	0	0

備考

- 「満3歳以上児」とは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号に該当する児童であり、当該年度の4月初日の前日において満3歳以上の児童をいう。
- 「満3歳未満児」とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する児童であり、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない児童をいい、その児童が年度の途中で満3歳に達した場合においても当該年度に限り満3歳未満児とみなす。
- この表において「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 「現年度分市町村民税額」は、4月から8月までの利用者負担額については、「前年度分市町村民税額」と読み替える。
- 小学校就学前の範囲において、保育所、幼稚園又は認定子ども園等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目は上記利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
- 備考5の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の利用者負担額は、当該各号に定めるところによる。
 - この表において、C1階層からC4階層までに属する世帯(C4階層においては、所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。)のうち、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる世帯(次号に規定する世帯を除く。)当該特定被監護者等のうち、教育・保育給付認定子どもが最年長の特定被監護者等から2人目は上記利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
 - この表において、C1階層からC6階層までに属する世帯(C6階層においては、所得割課税額が77,101円未満の世帯に限る。)のうち、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第22条各号に定める世帯 当該特定被監護者等のうち、最年長の教育・保育給付認定子どもは上記利用者負担額の半額(当該額が9,000円を超えるときは9,000円)、2人目以降については無料とする。

★実費徴収★

保育料以外に通常必要となる日用品、文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用等が各園から実費徴収されますが、金額や内容は施設によって異なりますので、詳細は各施設に確認してください。

なお、食事提供費用のうち主食費及び副食費について、3歳未満児は保育料に含まれており、3歳以上児は実費徴収になります。

●副食費の免除

3歳児～5歳児のうち、下記に該当する方は副食費が免除になります（申請等は不要です。）。市民税所得割額の算出方法や参照年度は保育料と同様です。該当する方には、4～8月分の副食費については毎年3月頃に、9月～翌年3月分の副食費については毎年8月頃に副食費免除のお知らせを送付します。

《対象者》

- ・市民税所得割額が 57,700 円未満の方
- ・要保護者等（ひとり親、障害者と同居）で市民税所得割額が 77,101 円未満の方
- ・保育所等や幼稚園を利用しているお子様を上から数えて3人目以降の児童

